

令和 8 年度 豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金のご案内

目的

経済的理由から高等学校等の就学が困難な生徒に、その就学に必要な資金を支給することにより、就学の機会を確保し、併せて福祉の増進を図ります。

内容

子ども基金を財源に「豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金」を支給します。

- ① 募集人員 30 名程度
- ② 支給額 1 か月につき支給額 6,000 円（年額 72,000 円）
- ③ 支給月 9 月（予定）※該当年の 4 月分からさかのぼって支給

対象者

以下の全てに該当する方

- ① 市内に居住し、高等学校等に在学していること。
- ② 経済的理由により就学が困難であること。（生活保護世帯は除く。）
- ③ 生計を主として維持する者が、市内に居住していること。
- ④ 他の給付型奨学金の給付を受けていないこと。

但し、本会会長が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

募集期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時 15 分まで

（注意）郵送の場合は令和 8 年 8 月 7 日（金）の消印まで有効

応募を希望される場合は、詳細について説明しますので、下記連絡先に問い合わせください。

選考方法

豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金審査委員会で、経済的な状況及び人物評価等を基に総合的に選考を行います。

なお、応募条件につきましては、次の「選考基準等」のとおりです。

また、選考基準を確認されたうえで、申請を希望される方は、下記連絡先に問い合わせください。

〒471-0877 豊田市錦町 1 丁目 1 番地 1

（社福）豊田市社会福祉協議会 くらし応援課（豊田市福祉センター 2 階）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、月曜日、祝日を除く）

電話（0565）34-1132

選考基準等

1 人物について

- 1) 礼儀正しく、誠実であること。
- 2) 学ぶ意欲があり、学業を修了できる見込みがあること。

2 家計について

家計の選考基準は次のとおりです。

$$\begin{aligned} & \textcircled{1} \quad (\text{市町村民税課税標準額} \times 1 \times 0.06 - \text{市町村民税調整控除額} \times 2) \times 3 \\ & \quad - \textcircled{2} \quad (\text{多子控除}) \times 4 \\ & \quad - \textcircled{3} \quad (\text{ひとり親控除}) \times 4 \\ & \quad - \textcircled{4} \quad (\text{私立自宅外控除}) \times 4 = \text{算定基準額 (116,000円以下)} \end{aligned}$$

※1 扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（申請者の生年月日が

1月2日～4月1日の早生まれ）は、生計維持者の内1人の課税標準額から33万円控除

※2 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除額に4分の3を乗じた額を使用

※3 ①の計算結果については、100円未満を切捨て

※4 控除額表

	内 容
多子控除	生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除
ひとり親控除	ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除
私立自宅外控除	申請者が私立の学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除

（参考）算定モデルケース

- ・世帯構成…父、母、弟（中学生）、申請者（公立高校生1年生）の4人
- ・年収…父4,800,000円、母1,050,000円

●各数値は

- ・市町村民税課税標準額…父1,920,000円、母0円
- ・市町村民税調整控除額…1,500円
- ・多子控除…0円 ・ひとり親控除…0円 ・私立自宅外控除…0円

●算定式に当てはめると

$$\begin{aligned} & 1,920,000円 \times 0.06 - 1,500円 - 0円 - 0円 - 0円 \\ & = \underline{\underline{115,200円}} \end{aligned}$$

＊市町村民税課税標準額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要な所得控除を差し引いたものです。課税証明書に課税標準額が記載されています。